

国際交流員派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市町村、学校等の依頼により、奈良県国際交流員を国際交流や異文化理解に関する講座又はイベント(以下「講座等」という。)の講師として派遣し、もって多文化共生の推進及び多文化理解の促進を図ることを目的とする。

(派遣内容)

第2条 国際交流員派遣事業の内容は、奈良県国際交流員出身国の文化紹介その他外国人支援センター所長が適当と認めるものとする。

(派遣講師)

第3条 派遣される講師は、奈良県国際交流員とする。

(派遣対象)

第4条 講師の派遣を申請できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内の市町村及び教育委員会
 - (2) 県内に設置される幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の長
 - (3) 県民の国際化推進に資すると認められる法人その他の団体であって主として県内で活動するもの
- 2 派遣の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 国際化の推進及び国際理解の促進を図ることを目的とした講座等であって、語学の習得や団体内的の親睦を深めることを主たる目的としたものでないこと。
 - (2) 原則として、県内で実施される講座等であること。
 - (3) 原則として、申請団体が実施主体として行う事業であること。
 - (4) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのこと。
 - (6) 政治、宗教又は営利を目的として開催されるものでないこと。
 - (7) 参加者から費用を徴する場合は、その金額が社会通念上適正であること。

(派遣期間)

第5条 講師を派遣する期間は、原則として、次に掲げる日を除く午前9時から午後5時までとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)

(派遣の制限)

第6条 派遣の回数は、原則として、同一年度内において申請したものにつき1回とする。

(派遣の手続き)

第7条 講師の派遣を希望するものは、外国人支援センター所長と事前調整のうえ、派遣希望日の6週間前までに、国際交流員派遣事業実施依頼書(第1号様式)を外国人支援センター所長に提出するものとする。

- 2 外国人支援センター所長は、前項の依頼があったときは、その諾否を決定し、実施を決定した場合には、国際交流員派遣事業実施決定通知書(第2号様式)により講師の派遣を希望するものに通知するものとする。
- 3 前項の決定通知を受けた後において、実施内容を変更する必要が生じた場合は、速やかに外国人支援センター所長に申し出た上で、変更申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

(費用の負担)

第8条 講師が講座等で使用する会場、機材等については、講師の派遣を依頼したもの(以下「依頼団体等」という。)が準備するものとし、その経費については依頼団体等が負担するものとする。

- 2 講師の旅費については、依頼団体等が負担する。ただし、第4条第1項第1号又は第2号に規定するものからの依頼については、県が負担する。
- 3 前項の旅費の金額については、依頼団体等の旅費支給規程等に従い、国際交流員に支給する。ただし、旅費支給規程がない場合は、原則として奈良県の旅費支給基準に従い支給する。
- 4 講師への謝礼は、不要とする。

(責任の所在)

第9条 講座等の実施によって生じるいかなる責任も、依頼団体等が負うものとする。

(実施報告)

第10条 依頼団体等は、講座等実施後2週間以内に国際交流員派遣事業実施報告書(第4号様式)を外国人支援センター所長に提出しなければならない。

(派遣の取消)

第11条 外国人支援センター所長は、講師の派遣を決定した後、講師に突発的な事故が生じたとき等は、その決定を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、外国人支援センター所長が決定する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月4日から施行する。ただし、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以前に依頼申請のあった施行日以後に実施する講座等は、なお従前の例による。